

第7回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年10月31日 13:30~15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員  | 2番 山崎 隆史委員  | 3番 福西 範委員   |
| 4番 成田 俊英委員  | 5番 大坂 博文委員  | 6番 金子 靖委員   |
| 8番 佐藤 裕司委員  | 9番 稲場 洋二委員  | 10番 細川 裕委員  |
| 11番 野村 照明委員 | 12番 大畑 礼子委員 | 13番 松下 裕幸委員 |
| 14番 菊池 利治委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 | 17番 野澤 勲委員  |
| 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 | 20番 清水 幸治委員 |
| 21番 浅野 徳昭委員 |             |             |
- (以上 19名)
4. 欠席委員 7番 村上 正人委員 16番 田井 克廣委員
5. 参 与 者 農業委員会事務局  
事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹 主事 成田 昌平  
農地業務担当員 吉田 理人 農地業務担当員 藤本 恵美  
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名 14番 菊池 利治委員  
15番 熊坂 隆雄委員
6. 議事日程 会期決定について 平成30年10月31日(1日)
- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第18号 | 農業経営証明願について                           |
| 報告第19号 | 農地法3条の3第1項の規定による届出について                |
| 報告第20号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について<br>(市街化区域)   |
| 議案第31号 | 現況証明願について                             |
| 議案第32号 | 河川法第34条許可申請に係る進達について                  |
| 議案第33号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について            |
| 議案第34号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第35号 | 釧路市土地改良事業換地委員会委員の選出について               |

議長  
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まり頂きありがとうございます。  
只今より第7回鉏路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は19名です。議事録署名人に14番、菊池利治委員、15番、熊坂隆雄委員を指名しますので、よろしくお願い致します。  
なお、会期は本日10月31日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
大西事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。

まず、報告第18号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは議案書3ページにございます、報告第18号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、鉏路地区で1件の申請がございました。

議案書4ページの表の1番ですが、XXXXXXXXXXのXXXXXX氏から、農地取得のため、平成30年10月9日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の「農業経営証明願」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま報告がありました報告第18号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書5ページにございます、報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書6ページの表の1番ですが、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他7筆、合計■■■■㎡の農地を、平成29年1月7日、相続し所有権を取得したとして、平成30年10月10日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは議案書の7ページ、報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告致します。

市街化区域内にある農地又は採草放牧地を、転用するため権利を取得する場合は、農地法第5条第1項第6号の規定により、あらかじめ農業委員会に届け出ることになっております。

今回は、釧路地区で1件の届出がございました。

議案書の8ページの表の1番ですが、資料は9ページと10ページにございます。

■■■■氏と■■■■氏が共有する■■■■の一筆、面積が■■■■㎡の農用地について、■■■■に売買の上、建築資材置場設置のため転用したい旨、平成30年10月15日に届出があったため、事務局職員3名で現地確認を行ったところ、届出内容は適正でしたので、同日、会長専決により受理書の発行を行いました。

以上、1件の「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。  
議案第31号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書11ページにございます、議案第31号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書12ページの表の1番ですが、資料は13ページから15ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の土地について、所有者の [REDACTED] 氏の代理人である、土地家屋調査士の [REDACTED] 氏より現況証明願がございました。

10月12日、音別地区の農業委員5名と事務局職員1名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野並びに雑種地及び一部建築済地であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、本件の現地調査結果について、調査委員長の山崎隆史委員から報告をお願いします。

議案第31号「現況証明願」について調査報告いたします。

所在地は、[REDACTED]、他3筆(合計面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>)で、公簿地目が畑となっており、所有者は [REDACTED] 氏で、申請者の土地家屋調査士、 [REDACTED] 氏より、「現況証明願」の提出がありました。

調査日は平成30年10月12日、音別地区委員5名と事務局職員1名で現地調査を実施した結果、該当地は農地採草放牧地以外であり、利用状況は [REDACTED] と [REDACTED] が原野、 [REDACTED] が雑種地、 [REDACTED] が雑種地及び一部建築済地であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

山崎委員、ありがとうございました。

それでは、議案第31号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第31号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第31号「現況証明願」については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第32号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

議長  
野村会長  
委員  
山崎委員

議長  
野村会長

委員  
委員一同

議長  
野村会長

議長  
野村会長

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書16ページにございます議案第32号「河川法第34条許可申請に係る進達」について説明します。

河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、許可申請には農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、音別地区で1件の許可申請がございました。

議案書17ページの表の1番ですが、資料は議案書18ページと19ページにございます。

北海道が管理する音別川の河川敷地、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX  $m^2$ について、XXXXXXXXXX氏が採草放牧地として占有許可を受けていた権利を、XXXXXXXXXX氏に譲渡するものです。

以上、1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました議案第32号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致しますが、本件は田井克廣委員本人に関する案件であり、議事参与の制限にあたりますので、田井委員には退室をお願いするところでしたが、本日、田井委員が欠席のため、このまま審議を致します。

それでは、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第32号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第32号「河川法第34条許可申請に係る進達」については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第33号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の20ページにございます、議案第33号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について説明します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書21ページの表の1番ですが、資料は22ページと23ページにございます。

XXXXXXXXXXが所有する、XXXXXXXXXXの一筆、XXXXXXXXXX  $m^2$ の農用

地について、借主であります[REDACTED]氏との間で、平成30年10月2日に合意解約を行い、同日通知がございました。

本件は合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第33号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、本件は浅野徳昭委員本人に関する案件であり、議事参与の制限にあたりますので、浅野委員は退室をお願い致します。

(浅野委員退室)

議長  
野村会長

それでは、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第33号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第33号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

浅野委員は入室して下さい。

(浅野委員入室)

議長  
野村会長

議案第33号は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の24ページにございます、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で6件、阿寒地区で3件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せ

てご確認下さい。

議案書 25 ページの表の 1 番ですが、資料は 28 ページと 29 ページにあります。

氏が所有する、  
、他 1 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の  
と  
氏との間で、年間 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の 2 番ですが、資料は 28 ページと 30 ページにあります。

氏が所有する、  
、他 1 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の  
と  
氏との間で、年間 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の 3 番ですが、資料は 28 ページと 31 ページにあります。

氏が所有する、  
、他 5 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の  
と  
氏との間で、年間 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の 4 番ですが、資料は 28 ページと 32 ページにあります。

氏が所有する、  
、の一筆、 $\text{m}^2$  の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の  
と  
氏との間で、年間 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書 26 ページの表の 5 番ですが、資料は 28 ページと 33 ページにあります。

氏が所有する、  
の一筆、 $\text{m}^2$  の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の  
と  
氏との間で、年間 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の 6 番ですが、資料は 28 ページと 34 ページにあります。

氏が所有する、  
の一筆、 $\text{m}^2$  の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の  
と  
氏との間で、年間 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の 7 番ですが、資料は 35 ページから 37 ページにあります。

氏が所有する、  
、他 7 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、  
へ 円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の 8 番ですが、資料は 38 ページと 39 ページにあります。

氏が所有する、  
、他 5 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の  
と  
との間で、年間 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書 27 ページの表の 9 番ですが、資料は 38 ページと 40 ページにあります。

氏が所有する、  
、他 3 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の  
と  
との間で、年間 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

以上、9 件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議に入ります

が、1番から6番、8番及び9番につきましては、農地利用集積円滑化団体である  
の関係でありますので、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員  
が議事参与の制限にあたります。

さらに、5番と6番につきましては、浅野徳昭委員本人に関する案件、9番につき  
ましては、菊池利治委員が役員を務める法人の案件ですので、それぞれ議事参与の制  
限にあたります。

従いまして、まず7番を審議した後に、1番から6番及び8番を、最後に9番を審  
議することとします。

それでは、7番について、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
の決定」の7番について、原案に賛成の委員は挙手お願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致と認め、原案のとおり決定致します。

次に、1番から6番及び8番を審議いたしますので、大畑委員、佐藤泰正委員、浅  
野委員は退室をお願い致します。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長  
野村会長

それでは、1番から6番及び8番を一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
の決定」の1番から6番、及び8番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致し  
ます。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農  
用地利用集積計画の決定」の1番から6番、及び8番については、原案のとおり決定  
致します。

次に、9番を審議いたしますので、菊池委員は退出して下さい。

(菊池委員退室)

議長 野村会長	それでは、9番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の9番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数と認め、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の9番については、原案のとおり決定致します。 退室されている委員の皆さんは入室して下さい。
	(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員、菊池委員入室)
議長 野村会長	議案第34号は、原案のとおり決定致しました。 次に、議案第35号「鉏路市土地改良事業換地委員会委員の選出」について事務局より説明して下さい。
事務局 大西事務局長	議案書41ページでございます、議案第35号「鉏路市土地改良事業換地委員会委員の選出」について説明致します。 鉏路市土地改良事業換地委員会は、国営緊急農地再編整備事業に係る換地業務を公正かつ適切に実施するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく鉏路市の附属機関として、鉏路市土地改良事業換地委員会条例に基づき設置されます。 所掌事務は、換地設計基準の策定、従前の土地及び換地の土地評定、換地計画原案の作成、一時利用地の指定計画原案の作成などに関する事項を調査審議し、その結果を市長に報告することであり、任期は換地業務の完了の日までとされております。 当委員会の委員は、7人をもって組織されますが、委員会設置にあたり鉏路市長より委員1名の選出依頼がございました。 説明は以上でございます。「鉏路市土地改良事業換地委員会委員の選出」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長 野村会長	ただいま説明がありました議案第35号「鉏路市土地改良事業換地委員会委員の選出について」審議致します。 質問、意見を求めます。
委員 松下委員	会長一任でいかがでしょうか？

議長  
野村会長

それでは、細川委員を釧路市土地改良事業換地委員会委員に選出致します。  
細川委員、どうぞよろしくお願い致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年10月31日

議長 野村 照明

署名委員 菊池 利治

署名委員 熊坂 隆雄